

新型コロナウイルスの発生に関する注意喚起(その68)

令和3年10月24日

在シンガポール日本大使館

1 10月23日、シンガポール保健省(MOH)は、「安定化フェーズによって強力な礎をつくり、各種活動再開の準備をする」として、(ア)自宅療養プログラム基準の拡大、(イ)ワクチン接種の拡大、(ウ)職場の安全確保のための労働者のワクチン接種措置(2022年1月1日から、ワクチン接種を完了している、またはコロナに感染し回復後270日以内の労働者に限り出社することが可能となる、など)、(エ)水際措置の国・地域の見直し(10月26日23時59分以降カテゴリー2(Vaccinated Travel Laneを除く)(日本を含む)、カテゴリー3、カテゴリー4の国・地域からの渡航者は到着時のPCR検査は不要となり、SHN終了時のPCR検査のみ受検が必要など(詳細はAnnex Aを参照してください))などについて以下のとおり公表しました。詳細は以下の保健省(MOH)HPをご確認ください。

<https://www.moh.gov.sg/news-highlights/details/preparing-for-safe-resumption-of-activities-by-building-strong-foundations-in-stabilisation-phase>

(Annex A : [https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-\(7\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-(7).pdf))

(1)関係省庁タスクフォースは今週前半、「安定化フェーズ」を4週間、11月21日まで延長すること(途中での見直しあり)を発表したところです。政府はこの期間をフル活用して、今後の活動の再開のための強固な基礎を作ります。

(2)まずは、国内感染者の安全を守るための対応能力を強化するため、全ての方に安心して自宅療養(Home Recovery Programme(HRP))を受けていただくための取組や、HRPを開始する方への案内や治療等の最適化に取り組みます。また、ICUの増強や医療従事者の増員により病院のキャパシティを増強します。私立病院も、公立病院の負荷を軽減し、コロナ患者も含む全ての患者に適時に医療を提供できるよう準備しています。

(3)次に、住民のワクチンによる防御力の強化を続けていきます。ブースタープログラムを推進し、医学的理由により mRNA ワクチンの接種が受けられない人が接種を受けられるよう、Sinovac-CoronaVac ワクチンを Pandemic Special Access Route (PSAR)(注:シンガポールの暫定承認制度)で承認し、国の接種プログラムに取り込みます。

(4)そして、ワクチン接種状況に応じた措置(Vaccination-Differentiated Safe Management Measures (VDS))をさらに拡大し、入社する労働者について、ワクチン接種を完了しているか、最低でも定期的に検査を受けることを要件とします。一方で、高齢者の健康・福祉確保の重要性に鑑み、現行の安全管理措置に沿った形での、高齢者向けの活動を企画し、健康でアクティブに、社会とのつながりを維持できるようにします。

(5)今後数週間、このような基礎的な取組を積極的に行っていくとともに、感染状況や医療の状況を注視していきます。取組が進み、状況がさらに安定した場合には、社会、経済を徐々に再開していくことができると考えます。

〈A. 医療キャパシティ・能力の強化〉

自宅療養プログラム(HRP)基準の拡大

(6)先般 HRP の対象グループの拡大を発表しました。患者の大部分は基本的に自宅療養となりますが、自宅療養は安全な療養方法です。社会が HRP に慣れてきたことや、自宅療養開始の手順や治療体制が確立されてきたことから、対象をワクチン接種を完了した 35 歳以下かつ妊娠 26 週未満の妊婦にも拡大します。HRP 開始に当たっては、指定病院において自宅療養が適切かどうかの診断がなされます。

(7)また、引き続き HRP の患者の遠隔管理のため総合医の募集、コロナ患者以外も含む患者に対処できるよう私立病院全体としての病床数の増強、公立病院のキャパシティを増やすための療養施設(CTF)の増設等を行っています。

〈B. ワクチン接種の拡大〉

ブースター接種の推進

(8)9月に 60 歳以上のブースター接種を開始し、10 月 3日には 50 歳から 59 歳までのブースター接種を開始しており、10 月 21 日の時点でブースター接種を受けたのは 655,029 人となります。50 歳から 59 歳の接種可能者 82%、60 歳以上の接種可能者 79%がブースター接種済みか予約済みです。

(9)10 月 9日からは医療従事者やフロントライン労働者で初期接種(注:ワクチン2回接種完了)から6か月程度経った人に対するブースター接種を開始しました。30 歳以上で初期接種から6か月程度経った人にもブースター接種の予約の案内を開始しました。10 月 21 日の時点で 30 歳から 49 歳までの約 190,000 人に予約案内を送付し、約 138,000 人(案内を受領した 72%)が予約済みの状況です。

mRNA ワクチンの接種ができない人のため Sinovac-CoronaVac を国の接種プログラムに取込み

(10) 健康科学庁(HSA)による PSAR に基づく暫定承認を経て、Sinovac-CoronaVac コロナワクチンが国の接種プログラムで利用可能になります。

(11) ワクチン接種に関する専門家委員会の勧告では、Sinovac-CoronaVac は mRNA ワクチンより有効性が低いとされていることから、次の指示が適用されます。

ア mRNA ワクチンの接種が可能な者は初期接種(2回)を mRNA ワクチン(ファイザー・ビオンテック又はモデルナ)により行うこと。

イ これまでに Sinovac-CoronaVac ワクチンの接種を1回ないし2回受けている者は、免疫獲得のため初期接種として mRNA ワクチンを使って3回の接種を受けることが強く推奨される。

ウ 医学的理由により mRNA ワクチンの接種が受けられない者は、初期接種として Sinovac-CoronaVac ワクチンの接種を3回受けること。

エ mRNA ワクチンの1回目の接種後にアレルギーや重篤な副反応を発症した者は、さらに Sinovac-CoronaVac ワクチンの接種を2回受けることで初期接種3回を終えること。mRNA ワクチンの2回目の接種後にアレルギー反応を発症した者は、ブースター接種の時期が来たときにはブースターとして Sinovac-CoronaVac ワクチンの接種を1回以上受けること。

(12) 国内のワクチン接種率は対象年齢層の 90%を超える高水準となっていますが、強い個人の好みの問題で mRNA ワクチンの接種を受けない人が一定数います。全ての人にそれぞれ適切な防御を得させるため、Sinovac-CoronaVac ワクチンの接種を1回ないし2回受けただけの人も含む、ワクチン接種を完了していない人に対して、国の接種プログラムにより初期接種として Sinovac-CoronaVac ワクチンの3回接種を提供するというものです。

(13) ただし、初期接種として mRNA ワクチンの接種を2回受け、アレルギーや重篤な副反応を発症していない人には、ブースターとして Sinovac-CoronaVac は薦められません。そのような人は国の接種プログラムの下ブースターとして(3 回目の)mRNA ワクチンが薦められます。

(14) なお、Sinovac-CoronaVac は 12 歳から 17 歳までには使用が承認されています。12 歳から 17 歳までへの使用は Sinovac 社から申請されておらず、WHO の緊急

使用リストの条件とも合致するものです。ただし、この年齢層で、医学的にファイザー・ビオンテック/コミナティの 2 回の接種ができない人については、特定制度の下初期接種として Sinovac-CoronaVac の3回接種を提供します。当該ワクチンの 18 歳未満への使用は HSA による暫定承認の対象になっていないことから、当該制度による接種者は訓練された医療者による経過観察を受けることとなります。この年齢層の該当対象者には通知を行います。

(15)10月20日から、18歳以上で、1回目の mRNA ワクチンの接種によりアレルギーや重篤な副反応があり初期接種2回を完了できない人に対し、Sinovac-CoronaVac ワクチンにより初期接種3回を完了するよう連絡しています。予約のためのリンクを記載した SMS が最初の mRNA ワクチンの接種時に登録された携帯電話番号に送付され、www.vaccine.gov.sg で予約が取れるようになります。Sinovac-CoronaVac の接種は国の接種プログラムに基づき Raffles City Convention Centre や 11 の Public Health Preparedness Clinics (PHPC)その他認定クリニックで行われます。クリニックの詳細は 10月24日に保健省ウェブサイトで公表されます。

(16) Sinovac-CoronaVac の初期接種を(2回接種ではなく)3回接種とすることから、既に Sinovac-CoronaVac の2回の接種を受けた人について、ワクチン接種状態の判断基準の見直しを行う必要があります。特に、2回目と3回目の接種間隔は 90 日とする必要があることを考慮する必要があります。このため、Sinovac-CoronaVac の接種を2回受けている人については、2回目の接種から4か月間と本年 12月31日までのどちらか遅い方の日までには接種を完了していると見なします。これによって(既に Sinovac-CoronaVac の接種を2回受けた人が)3回目の接種を受ける時間が確保され、引き続きワクチン接種完了状態を維持することができます。Sinopharm ワクチンの接種を2回受けた人についても同じルールが適用されます。海外からの渡航者については、本国で Sinovac-CoronaVac の接種を2回しか受けていない人が多いと承知しており、そのような人についてはワクチン接種完了として扱いますが、30 日間に限ることとします。

ワクチンが医学的に接種できない人への VDS に関する特別措置

(17)ワクチン非接種者を保護し、医療への負担を軽減するため、政府は様々な場所で VDS を導入してきました。しかし、医学的に mRNA も Sinovac-CoronaVac も接種できない人たちがいます。このため、特別措置として、国の接種プログラム(NVP)にある全てのワクチンが医学的に接種できないと認定された人については VDS を免除することとします。具体的な要件及び特別措置開始の日程については後日保健省(MOH)から公表されます。

〈C.社会・経済活動の安全な再開〉

職場の安全確保のための労働者のワクチン接種措置

(18)2022 年1月1日から、ワクチン接種を完了している(※)またはコロナに感染し回復後 270 日以内の労働者に限り出社することが可能となります。ワクチン未接種の労働者は検査を受けて陰性でなければ出社できません。検査は保健省認定の検査業者 (<https://www.moh.gov.sg/licensing-and-regulation/regulations-guidelines-and-circulars/details/list-of-covid-19-swab-providers>) による Pre-Event Test である必要があり、出社できるのは結果の有効期間内(ART の結果は 24 時間有効)に限られます。この検査要件は医学的にワクチン接種が不可能な人や妊婦にも適用されます。政労使は、そのような労働者については、パフォーマンスに影響を与えないようにしつつ在宅勤務とすることや、適切な検査費用の分担についての合意などの企業が行うべき配慮について取りまとめました。詳細は保健省(MOH)及び人材開発省(MOM)によるプレスリリースと労働者のワクチン接種に係る政労使ガイドラインにより発表されます。

(※WHO 緊急使用リストのワクチン(注:ファイザー・ビオンテック/コミナティ、モデルナ、アストラゼネカ等を含みます)の接種を規定の用法で受け、防御が有効となる期間を経た者で、保健省のシステムにワクチン接種歴が登録されている者(注: https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00355.html))

安全・健康な運動を通じ高齢者をアクティブに保つ

(19)この数か月、感染拡大防止のための安全管理措置のため、高齢者が社会とつながり健康のために活動する方法は限られていました。身体・精神の健康維持のためにはアクティブであることが必要です。People's Associationにより、ワクチンを完了した高齢者が安全管理措置に従いながらできる運動を企画します。運動の場所、日時等詳細は後日 People's Association から発表されます。

各措置の緩和の指標

(20)関係省庁タスクフォースは先日、「安定化フェーズ」の措置が今後1か月そのまま続くことはないことを強調しました。そして、いくつかの重要指標を注視しています。そのうち、一週間の感染比率(過去一週間の感染者数とその前週の感染者数の比率)は現在1を少し超えており、つまり、感染が増加し、医療への負荷が増大し続けているということです。この数字が1を下回り、病院・ICU の状況が安定している状況になれば、措置の一部緩和(一定の安全対策の下での集団スポーツや学校での活動の再開、同世帯の人での飲食店での飲食の許可)を検討します。

〈水際措置の更新〉

ワクチン接種を完了した家事労働者の入国

(21)既に発表しているとおり 11 月1日から、ワクチン完了を要件として、安全のための調整を図りつつ必要な労働者や留学生が入国できるようにしていきます。この一環として、国内世帯の家事や介護のために今すぐ必要な家事労働者の入国を増やします。ただし、国外の状況に応じて入国者数は慎重に調整します。

水際措置の国・地域の見直し

(22)国・地域別のコロナの状況の評価と水際措置見直しを定期的に行っており、今般各カテゴリーの見直しを行いました。変更後の国・地域の分類とそれぞれの水際措置については Annex A ([https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-\(7\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-(7).pdf)) のとおりで、10月26日 23:59 到着分から適用されます。

バングラデシュ、インド、ミャンマー、ネパール、パキスタン、スリランカからの渡航再開

(23)過去 14 日以内にバングラデシュ、インド、ミャンマー、ネパール、パキスタン、スリランカでの滞在歴がある場合、長期滞在資格者も短期渡航者も、入国及びトランジットを不可としていましたが、状況を改めて評価した結果、これらの人(過去 14 日以内にバングラデシュ、インド、ミャンマー、ネパール、パキスタン、スリランカへの滞在歴がある人)についても、10月26日 23:59 から入国及びシンガポールでのトランジットが許可されます(注:外国人は事前に入国承認取得等手続きが必要です)。渡航者はカテゴリー4の水際措置に従う必要があります。

検査と Stay Home Notice の簡素化

(24)シンガポールに到着、トランジットする人の検査手続についても見直し、簡素化しました。10月26日 23:59 以降カテゴリー2(Vaccinated Travel Lane を除く)、3、4の国からの渡航者は到着時 PCR 検査の受検は不要となり、SHN(注:隔離)終了時の PCR 検査のみ受検が必要となります。

(25)カテゴリー3の国・地域からの渡航者は、渡航者本人や同居者のワクチン接種状況や過去の滞在歴(カテゴリー1、2、3のいずれか。就労パス保持者は別途 MOM による要件があります)に関わらず、申告した場所(住居/宿泊施設)での 10 日の SHN を行うことができます(注:日本を含むカテゴリー2からの渡航者も含め、就労パス保持者・帯同者や学生パス保持者・同行者は別途入国に当たってワクチン接種要件があります)。政府の専用 SHN 施設の割り当ては原則としてありません。帰国者

は、自宅が SHN に適切でない場合は帰国までにその他の適切な宿泊施設を確保しておく必要があります。カテゴリー4の国・地域からの渡航者は引き続き政府の専用施設において 10 日間の SHN を行う必要があります。

(26) 詳細は Annex A ([https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-\(7\).pdf](https://www.moh.gov.sg/docs/librariesprovider5/pressroom/press-releases/annex-a-(7).pdf)) のとおりです。世界の状況を踏まえつつ、世界とつながり、世界的な経済的地位を取り戻すため、水際措置は引き続き調整していきます。

COVID-19 レジリエントなシンガポールへ

(27) 社会、経済を再開させるために、まずその基礎を作っていきます。そして、この数週間の状況を注視します。皆様には、引き続き社会に対して責任をもって行動すること、全ての安全管理措置と VDS に協力いただくことについてご理解とご協力をお願いします。定期的に自己検査を行い、その後の必要な措置に従ってください。それが、医療の圧迫を防ぎ、検査で陽性となった人がしっかりとケアを受けられることにつながります。ワクチンやブースター接種のオファーがあった時には、接種を受けに来ていただくようお願いいたします。

2 シンガポール保健省(MOH)は、シンガポール国内における感染者数及び予防接種状況等関連情報を以下の保健省HPで公表しています。

(保健省HP) <https://www.moh.gov.sg/>

3 シンガポール国外でワクチンを接種して新規に入国する就労パス保持者およびその帯同者(EP、S Pass、DP)については、Stay Home Notice 終了後 2 週間以内にワクチン接種状況確認手続(抗体検査を含む)を行うことが義務づけられています。シンガポール国外でワクチンを接種して 11 月 1 日以降に新規入国する学生パス保持者およびその同行者も同様です。手続は一部日系クリニックも含む保健省登録のクリニックで受付けています。詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/11_000001_00355.html

4 日本帰国時には、検疫所へ「出国前72時間以内の検査証明書」の提示が必要です。提示できない場合、検疫法に基づき、日本への上陸が認められないこととなります。

検査証明書は、シンガポールの認定クリニックにより交付される digital PDT certificate(Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result)を印刷したものを提示いただくことで足り、必ずしも日本の「所定のフォーマット」の使用の必要はありません

(シンガポールの認定クリニック発行の digital PDT certificate (Memo on Real Time RT-PCR Swab Test Result))であれば、性別、医療機関住所の記載及び医療機関の印影がなくてもかまいません)。シンガポールにおける検査方法は <https://safetravel.ica.gov.sg/departing/overview> (シンガポール政府サイト)をご参照ください。

また、空港の制限エリア内において、ビデオ通話及び位置確認アプリのインストール並びに誓約書に記載された連絡先の確認が行われます。

有効なワクチン接種証明書類を検疫に提出する方は、入国後 14 日間の待機期間の一部が短縮されます。

詳細は次の URL をご参照ください。

https://www.sg.emb-japan.go.jp/itpr_ja/keneki_0108.html

5 日本国政府は、7月19日正午(日本時間)から在留先でのワクチン接種に懸念等を有する海外在留邦人等を対象とした新型コロナワクチン接種事業のインターネット予約受付を開始しています。本事業での接種を希望される方は、以下の外務省海外安全HPに掲載されている特設サイトを通じて事前の予約をお願いします。

(海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/vaccine.html>

6 日本国警察庁は、日本の運転免許証の更新について、海外に滞在されている皆様が活用可能な手続きを一覧で公表しています。

(警察庁 HP「海外滞在者の自動車運転免許証の更新等に係る特例について」)

https://www.npa.go.jp/bureau/traffic/menkyo/kaigai_tokurei.html

7 航空会社各社は、新型コロナウイルスの発生により、路線の減便等の措置を実施しています。詳細は各社HPを確認下さい。

(日本航空HP)

<https://www.jal.co.jp/jp/ja/info/2020/other/flysafe/flights-service/#inter>

(全日空HP)

<https://www.anahd.co.jp/ja/jp/topics/notice200206/#2>

(シンガポール航空HP)

https://www.singaporeair.com/en_UK/sg/media-centre/news-alert/?id=k88gnin9

(シンガポール・エアライングループにおけるチャンギ空港におけるトランジット対象地域も同HPを御参照下さい。)

8 外務省海外安全ホームページ、厚生労働省ホームページ、シンガポール保健省ホームページなどの最新情報を収集し引き続き感染予防に努めて下さい。

●首相官邸ホームページ

<https://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

●外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

●法務省ホームページ

<http://www.moj.go.jp/hisho/kouhou/20200131comment.html>

●厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

●厚生労働省検疫所ホームページ

<https://www.forth.go.jp/news/20200129.html>

●シンガポール保健省(MOHホームページ)

<https://www.moh.gov.sg/>

(参考)シンガポール政府は WhatsApp の専用チャンネルを設け情報を提供していません。(チャンネル登録: <https://go.gov.sg/whatsapp>)

在シンガポール日本国大使館

TEL: 6235-8855

FAX: 6733-5612

E-mail : ryoji@sn.mofa.go.jp

http://www.sg.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html